

平成 26 年第 5 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 26 年 5 月 13 日、午後 2 時から稲城市役所 議会会議室において、平成 26 年第 5 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
伊勢川 岩根
城所 正彦
保坂 律子
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤 明
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	伊藤 徹男
指導課長	並木 茂男
指導主事	久保田 大介
指導主事	曾我 竜也
生涯学習課長	小島 寛
体育課長	笠松 浩一
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	毛塚 是則

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 目崎 絢

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第 2 「会期の決定」
- (3) 日程第 3 「教育行政報告」
- (4) 日程第 4 第 30 号議案
「平成 26 年度教育費補正予算案（第 1 号）の提出について」
- (5) 日程第 5 第 31 号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (6) 日程第 6 第 32 号議案
「平成 27 年度使用小学校教科用図書採択要領について」

- (7) 日程第7 第33号議案
「平成27年度使用小学校教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (8) 日程第8 第34号議案
「平成27年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」
- (9) 日程第9 第35号議案
「平成27年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」
- (10) 日程第10 報告事項

委員 長 それでは、定刻になりました。ただ今から平成26年第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、城所委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

〔 教育行政報告 〕

委員 長 ありがとうございます。

行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第30号議案「平成26年度教育費補正予算案（第1号）について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成26年度教育費予算について補正をする必要があるもので、本案を提出するものです。

部長による全体説明の後、詳細につきましては指導課長より説明いたします。

委員 長 教育部長、お願いいたします。

教育部長 では、第30号議案、平成26年度教育費補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書並びに議案概要説明書をご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、言語能力向上推進校交付金の増額計上、それとスポーツ教育推進校交付金の減額、外国語活動アドバイザー活用事業交付金の計上、

オリンピック教育推進校交付金の計上を行うものでございまして、財源につきましては都支出金の委託金でございます。

詳細につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 では、指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、議案書の平成26年度補正予算要求書をご覧ください。

大きく4点ございます。東京都支出金の委託金にかかる補正でございます。

まず、言語能力向上推進事業でございます。

東京都から平成26年度の言語能力向上拠点校として、当初予定していた稲城第二中学校、稲城第三中学校、稲城第四中学校の3校に加え、若葉台小学校が指定を受けたことに伴う増額でございます。昨年度まで、研究期間が3年間の言語能力向上推進校の事業がございましたが、平成26年度から、研究期間が1年間の言語能力向上拠点校事業に変更となったものでございます。

本事業の趣旨は、古典文学の音読や暗唱、説明や討論などの言語活動を取り入れた授業の実施など、伝統的な言語文化の理解や社会生活に役立つ言語の技能の育成を重視した、具体的な取り組みを推進することでございます。内容といたしましては、重点課題として、言葉による発進力を身につける、美しい日本語を身につけるの2点が設定されております。

次に、スポーツ教育推進校事業及びオリンピック教育推進校事業でございます。

スポーツ教育推進校といたしまして、予算上、2校を予定しておりましたが、本事業が東京都で廃止となりました。したがって、予算の100万円の分が全て減という形になっております。改めまして、オリンピック教育推進校事業が新規で始まりまして、そちらに5校が指定を決定いたしまして、新規に250万円の予算が計上されてございます。

本事業は、従来、スポーツ教育推進校事業として取り組まれてまいりましたが、昨年秋に2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催が決定したことを受け、東京都として児童・生徒等がオリンピック、パラリンピックの歴史や意義、世界平和の重要性等を正しく理解し、そうした国際社会を生きる人材を育成するという趣旨で、オリンピック教育推進校事業に変わったものでございます。

歳入予算要求書上は、スポーツ教育推進校事業2校分が全てなくなり、新たにオリンピック教育推進校事業5校分を計上する形となっております。

次に、外部人材活動モデル事業でございます。

昨年度、若葉台小学校及び稲城第六中学校において取り組みまして、平成26年度も継続を希望しておりましたが、年度末に東京都の研究委託事業の終了が

決定したため、実施しないものでございます。

最後に、外国語活動アドバイザー活用事業でございます。

本事業は、中学校英語科教員の経験者や英語に堪能な地域人材等を外国語活動アドバイザーとして小学校に派遣し、小学校教員に単独で外国語活動の事業を円滑に実施できる指導力を身につけさせることを目的としております。本年度は若葉台小学校におきまして、新規の研究事業として外国語活動に関する指導力の向上を目指した研究に取り組んでまいり予定でございます。

以上、平成26年度教育費補正予算案(第1号)の説明とさせていただきます。審議方、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。何かご質問ございましたら、お願いいたします。

私のほうからいいですか。歳出についての3番のところですけども、オリンピック教育推進交付金の使い方、内容は、どのような具体的には使用方法が考えられているのでしょうか。

指導課長、お願いいたします。

指導課長 具体的には、小学校、中学校で、各学校の実態に応じた形で学校ごとに異なる取り組みをしておりますが、まず体力向上を目指しますので、それに付随した消耗品、備品等に充てられます。

また、オリンピック等に関連いたしまして、有用な外部人材を講師として招く場合の謝礼というふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ。

城所委員 確認ですが、言語能力向上推進校、そして、スポーツ教育推進校というのは今まで指定されておりましたよね。継続性という部分からいくと、例えば、言語能力向上推進校というのは、今後、1年間という形になるというお話ですし、スポーツ教育推進校についても、いわゆるオリンピック教育推進校に移行するということなので、今まで推進してきた部分がちょっとギアチェンジというか、軌道修正されているような気がするのですが、この辺はどうなのでしょう。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 例えば、言語能力向上推進校でございますが、3年を研究期間としていたも

のに対して、言語能力向上拠点校は1年間ということですが、東京都の考え方としましては、そういった研究の段階の成果が一定の成果があったというふうに考えまして、今度は拠点として成果を広めていくという発想に転換している部分がございますので、研究自体は大きく全く途切れてしまうというものではなくて、継続性を持ちながら、しかも、拠点校ということで、成果を発表したり、交流したりということに重心が置かれるのに内容が変わっていくものでございます。

また、スポーツ教育推進校でございますが、こちらも要項等を確認いたしますと、ベースといたしましては従来のスポーツ教育推進校の活動を基盤としながら、オリンピックに向けて、さらにオリンピックに込められた哲学や世界平和の考え方も含め明確化して取り組むという趣旨になっているところでございます。

以上でございます。

城所委員 去年お話しいただいた中では、いわゆるクラブ活動を中心とした、競技的な部分を重点に教育を推奨されていくようなお話があったように思うんですが、その辺から考えると、オリンピックに関連する部分に移行してしまったような感じに捉えてしまうんですが、その辺はどうなのでしょう。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 オリピックも一つの視点ということで、今回、明確な目的の一つとして示されてはいますが、非常に狭く捉えてスポーツを考えているのではなくて、オリンピックを契機として、体力向上であるとか、スポーツに親しむ習慣であるとか、またはそういったスポーツや体力向上の意義や価値や、そういったものについても考えさせていくといった趣旨になっておりますので、活動自体が大きく別のものに変わったりとか、または狭くなるようなものでございませぬ。

城所委員 ありがとうございます。

委員長 どうぞ、伊勢川委員。

伊勢川委員 4番目の外国語活動アドバイザー活用事業ですか、外国人講師の人の費用というか、そういう形のあれになってしまうんですか。どういう感じで使われるのか、ちょっとよくわからなかったの。

委員長 指導課長。

指導課長 外国語活動アドバイザー活用事業の予算につきましては、全て報償費ということですので、講師の報償に充てられます。ただ、外国人のALTが従来入っておりますが、そうしたネイティブの発音に親しむというALT事業と異なりまして、担任の授業力向上というところに狙いがございますので、そのあたりがALTの業務委託と異なるところでございます。
以上でございます。

委員長 どうぞ。

伊勢川委員 つまり、小学校の先生ですね、要するに。

指導課長 そうですね。

伊勢川委員 中学校は関係ないという形ですね。

委員長 どうぞ、指導課長。

指導課長 こちらの事業の名称にあるとおり、外国語活動ということでございますので、この事業は小学校5年生、6年生で行われております外国語活動を中心として設計されている事業でございます。

委員長 ほかにはいかがでしょうか。保坂委員、どうぞ。

保坂委員 二つあって、一つは、言語能力向上推進校の交付金のところですけども、ここは講師の謝礼は単位時間掛けるその1時間当たりの費用になっているんです。23時間になっているんですけども、1回はどれくらいになるんでしょうか。

委員長 講師料ということですか。

保坂委員 はい。謝礼は時間当たり幾ら掛ける23時間と書いてあるんですけども、23回ということではなくて時間数というのは、実際には回数でいうと何回くらいに。1回1時間を23回でしょうか。

外国語活動アドバイザー活用事業交付金のほうは回数ですよ。単位金額掛ける20回云々とありますよね。では、23時間というのは。

委員長 指導課長、お願いします。

指導課長　こちらは稲城市の講師謝礼の規定に基づきまして、講師の種類によって単価は変わるところでございますが、予算計上の上では、1万3,000円という単価で、大学教授等呼んだ場合という形で計上してございます。これは時間当たりの単価でございますので、例えば、研究事業を行い、その後、協議会を行った場合は、掛ける2時間という形になりますので、その中で各学校で必要な講師をお招きするというようなことになります。

保坂委員　回数ではなくて、時間ということですね。1回見えて、2時間かかったら2時間ということですね。23時間のうち。

指導課長　はい。

保坂委員　あと、すみません、その下ですけれども、関連書籍の購入のところ50冊という数が出ているんですけれども、各校とも。この50冊の根拠というのは、生徒数ですか。1人1冊には足りないですよ。これは50冊掛ける3校というふうになっているのですが、その50冊の根拠は。

委員長　指導課長。

指導課長　こちらの書籍につきましては、実際に子供の指導に使う場合もございますが、教員の研究用の図書も含めてということでございます。

保坂委員　では、生徒数とは関係ないわけですね。

指導課長　はい。各学校ごとに同じ数になってございます。

保坂委員　備えつけということですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長　よろしいですか。城所委員、どうぞ。

城所委員　今回、また新規認定校があるわけですが、この認定の経緯をちょっと教えていただきたいのですが。

委員長　認定校の経緯ですか。

城所委員　どういった形でこの学校に認定されたのか。

指導課長　スポーツの部分ですか。

城所委員 全般的にわたって。

委員長 指導課長。

指導課長 東京都の研究委託事業につきましては、まず募集がございまして、募集がありますと、当時の指導室でございしますが、市から校長先生方に事業についての情報提供をさせていただきます。そして、その中身について必要な説明をした上で、校長先生方に検討していただきまして、ぜひとも自校でということ都希望を出していただきます。そして、各学校の計画および希望に基づき、東京都に希望を申請いたします。そして、東京都で全都的な調整が行われ、断られるようなケースもございしますが、東京都からの決定通知を受けて、事業が決定されるというふうな経過になっております。

城所委員 よくわかりました。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。大丈夫ですか。

それでは、これより、第30号議案「平成26年度教育費補正予算案（第1号）について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員長 挙手全員であります。よって、第30号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第5 第31号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

第31号議案につきましては、人事案件であることから秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第31号議案は秘密会)

秘密会会議録は別紙。

(これにて第31号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長 再開いたします。

これより、第31号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第31号議案は原案のとおり可決いたしました。指導課長どうぞ。

指導課長 議案概要説明書、第30号の部分におきまして、2点、誤りがございましたので、訂正を申し上げます。

第1に、「外国語アドバイザー活用事業」と表記されてございますが、こちらは正しくは「外国語活動アドバイザー活用事業」でございます。「外国語活動」でございます。

第2点といたしまして、①言語能力向上推進校交付金の文章で、「当初予定していた2校」とございますが、こちらは稲城第二小学校、稲城第三中学校、稲城第四中学校の「3校」の誤りでございました。

大変失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

なお、「外国語アドバイザー活用事業」は、本文、タイトルの部分と、4カ所ございますので、4カ所とも「外国語活動アドバイザー活用事業」でございます。よろしくをお願いいたします。

委員 長 「外国語活動アドバイザー活用事業」です。そして、言語能力のほうは「2校」から「3校」になりました。以上です。

次に、日程第6 第32号議案「平成27年度使用小学校教科用図書採択要領について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成27年度使用小学校教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ効率性に進める必要があるので、本案を提出するものです。
詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 それでは、指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、平成27年度使用小学校教科用図書採択要領について、ご説明申し上げます。

小学校の教科用図書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって、教科書その他の教材の取り扱いに関することは教育委員会の職務権限とされております。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等で具体的な教科書採択の方法について規定されています。これらの法令に基づき、稲城市におきまして、教科書の採択が適正かつ公正に行われるための基準として、稲城市立小学校教科用図書採択要領を定めております。

平成27年度の教科用図書採択に向け、東京都教育委員会からの通知等の内容も踏まえ、内容や表現等を一部改め、平成27年度使用稲城市立学校教科用図書採択要領を定めていただきますよう、提案するものでございます。

主な内容といたしましては、採択に向けた審議会及び調査研究委員会等の組織、適正かつ公正な採択や本市の教育目標や学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査・研究を行うなどの基本方針などについて定めております。

本案をお認めいただけましたら、本採択要領に基づき、審議会及び調査研究委員会を組織し、稲城市立小学校の教科用図書の採択を適正かつ公平に実施してまいります。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

特にご質問ございませんか。

それでは、これより、第32号議案「平成27年度使用小学校教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第7 第33号議案「平成27年度使用小学校教科用図書の調査・研

究の諮問について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、稲城市立小学校使用教科書採択要領に基づく調査・研究について、小学校教科用図書審議会へ諮問する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 それでは、指導課長、お願いします。

指導課長 それでは、平成27年度に使用いたします、稲城市立小学校の教科用図書の調査・研究について、ご説明申し上げます。

小学校の教科用図書につきましては、稲城市立小学校教科用図書採択要領にのっとり、平成27年度の使用教科書について採択するものでございます。

小学校で使用する教科用図書につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の規定により、原則として4年に1回、採択が行われております。

稲城市におきましても、教科用図書採択要領に定められておりますとおり、審議会と調査研究委員会等を設置いたしまして、本市の小学校児童の実態に合った教科用図書の採択を適正かつ公正に進めてまいりたいと考えております。

主な日程といたしましては、本日、5月13日の教育委員会でこの後お認めいただきましたならば、審議会に諮問をしていただきます。審議会につきましては、保護者代表、学識経験者、小学校の校長先生方、14名からなる委員会でございます。

審議会から各教科別に、市内の小学校の教員から成る調査研究委員会におきまして、具体的な調査研究を進めてまいります。調査研究委員は、各学校における担当や専門性等を考慮し、また、教科書の編集や執筆にかかわっていないなどを確認した上で任命しております。

採択に向けまして、2回の調査研究委員会及び審議会を経て、各学校ごとの意見報告も踏まえ、報告書を取りまとめ、8月の教育委員会で審議会からの答申を受けていただき、審議、議決をいただき、採択教科用図書を決定してまいります。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか、ご質問等は。

それでは、ご質問等がございませんので、これより、第33号議案「平成27年度使用小学校教科用図書調査・研究の諮問について」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第8 第34号議案「平成27年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。
教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、平成27年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるため、本案を提出するものです。
詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、平成27年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について、ご説明申し上げます。

小・中学校特別支援学級の教科用図書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づき、毎年、採択を行っております。

特別支援学級で使用する教科用図書の採択に当たっては、児童・生徒の実態や地域の状況などを考慮に入れ、特別支援学級の教育活動が適切に行われるとともに、学級に通う児童・生徒の持つ力を伸ばし、学ぶ権利を保障していく視点が重要であると考えます。

平成27年度の採択に向け、東京都の通知や市内の特別支援学級の現状等に鑑み、若干の文言修正を行い、採択要領を定めるものでございます。

稲城市におきましてご承認いただきましたら、本小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領にのっとり、審議会及び調査研究委員会を組織し、特別支援学級で使用する教科用図書の採択を適切かつ公平に実施してまいります。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

ご質問等はいかがでしょうか。ご理解いただけただけでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより、第34号議案「平成27年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第34号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第9 第35号議案「平成27年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、学校教育法施行規則第139条の規定及び稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査、研究について、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるもので、本案を提出するものです。詳細につきましては、指導課長より説明いたします。

委員長 それでは、指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、平成27年度に使用いたします、稲城市立小・中学校の特別支援学級の教科用図書の調査・研究の諮問につきまして、ご説明申し上げます。

特別支援学級の教科用図書につきましては、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領にのっとり、毎年度、次年度の使用教科書について採択するものでございます。

今年度におきましても、採択要領に定められておりますとおり、審議会と調査研究委員会等を設置いたしまして、特別支援学級で学ぶ児童・生徒の実態に合った教科用図書の採択を進めてまいりたいと思っております。

お手元の議案に、その日程の案をお示しさせていただきました。特に昨年度新設いたしました特別支援学級設置校長会とも引き続き十分な連携を図りながら、進めてまいりたいと考えているところでございます。

主な日程といたしまして、本日、5月13日の教育委員会でこの後お認めいただけましたならば、審議会に諮問していきたいと考えております。審議会につきましては、特別支援学級の設置校の校長先生方4名から成る委員会ということでございます。それを受けまして、各特別支援学級担任の先生方から成る調査研究委員会におきまして、具体的な調査、研究をいたします。

最終的には、2回の調査研究委員会及び審議会における協議を経て、報告書

をまとめ、8月の教育委員会で諮問結果の答申を受けていただき、審議、議決を経て、採択を決定してまいります。

以上、簡単ではありますが、ご説明とさせていただきます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。お手元の日程表もあわせて、お願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、これより、第35号議案「平成27年度使用小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第35号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第10 「報告事項」です。本日の報告事項は2件です。

「稲城市立稲城第二小学校校舎大規模改修等工事」を教育総務課長より、「(仮称)長峰スポーツ施設併設型多目的広場実施設計案」を体育課長より、説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 私のほうからは、稲城市立稲城第二小学校大規模改修工事をご報告させていただきます。

見出しをめぐっていただきまして、A3の図面を主にした資料をもとにご説明させていただきます。

平成25年6月より基本設計を進めておりましたが、その基本設計が整いましたので、今後、実施設計、また、改修工事に向けて計画的に進めていくために、概要をご報告させていただきます。

資料をもとにご報告させていただきますが、A3資料の上段左側から、順次、ご説明させていただきます。

まず、施設概要でございます。

施設概要につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、工事概要につきましては、まず1点目、外装廻りということで、屋上防水改修・外壁改修・建具改修です。2点目、設備関係ということで、給排水設備、電気設備、空調設備を撤去新設させていただきます。3点目としましては、内装廻り、天井、床、パーテーションを撤去新設、また、壁につきましても塗装を改修させていただく予定でございます。この三つの工事につきましては、鉄筋コンクリートの躯体部分を除き、全面的な改修ということで予定

させていただいております。また、4点目、外構廻りということで、地域倉庫・学校倉庫が校舎の周りに設置されておりますけれども、これにつきましても撤去新設等、改修に合わせて実施させていただく予定でございます。

続きまして、スケジュールでございます。

まず、1点目、仮設校舎設置期間ということで、改修工事中は仮設校舎を利用しながら学校運営等に活用していただくということで、おおむね平成27年11月上旬から平成29年3月下旬まで、仮設校舎を設置させていただき、2点目の大規模改修工事につきましては、おおむね2期に分けて工事させていただく予定でございますけれども、1期工事につきましては、平成28年1月上旬ごろから平成28年7月下旬ごろまで、2期工事につきましては、平成28年7月下旬から平成29年1月下旬ごろまでということになります。3点目、学童クラブの新築でございますけれども、稲城第二小学校の改修工事に合わせまして、学童クラブにつきましても校庭に新設工事を行わせていただく予定で、平成28年7月上旬から平成29年1月下旬で福祉部のほうで計画等を立てているところでございます。仮設設置から、引っ越し、改修、引っ越し、改修というような、順繰りと改修工事を計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、配置図等、左側の下でございますけれども、先ほど、1期工事というお話をさせていただきましたが、1期工事につきましては、南側のプール側の校舎、主に普通教室が入っている棟でございますけれども、1期工事の中で改修をさせていただく。その間は仮設校舎、校庭の少し端、校舎側のほうにありますけれども、そちらのほうに移動していただいて、授業等を行うこととなります。

2期工事につきましては、校庭側東側の校舎から移動ということで、2期工事を開始して、その間、仮設校舎をご利用いただくということになっておりますけれども、基本設計ということで、これからまた実施設計等の詳細を踏まえていくということで、確定ではないということを加えさせていただきますけれども、こんな形の基本設計となっております。

続きまして、1期工事の部分、2期工事の部分につきましては、斜線で示させていただいておりますけれども、1期工事、2期工事ということで区分させていただいております。

今後、都市建設部等協議、また、市議会、常任委員会等に報告させていただいて、調整しながら、実施計画、改修工事へと計画的に進めてまいりたいと考えてございます。

以上、稲城第二小学校大規模改修工事のご報告でありました。ありがとうございました。

委員長

ありがとうございました。

それでは、体育課長、次お願いします。

体育課長　それでは、(仮称)長峰スポーツ施設併設型多目的広場の建設工事について、カラーのA3判の資料でございますが、に基づいて、ご説明、ご報告いたします。

資料の左上の部分に案内図ということで、長峰三丁目10番1外ということで、市役所の北側の道路を真っすぐ行っていただいて、坂を上っていただいて、総合体育館を越えて、右手に多摩カントリークラブがございますが、その一番頂上のところの交差点を右に曲がったところになります。多摩カントリークラブの先ということですね。そこに建設する予定でございます。

この工事につきましては、開発行為という、行政上の手続の関係で、平成26年度と平成27年度以降の工事として建設するものでございますけれども、今日は、その多目的広場のうちの平成26年度に工事を行うサッカー場等の工事内容、及びスケジュール等について、ご報告いたします。

平成26年度の工事内容につきましては、サッカー場、フットサル場、駐車場でございます。

資料をご覧ください。

まず、初めにサッカー場でございます。図面中央の緑の大きい部分がサッカー場でございます。

大きさは105m×68mで、人工芝の仕様でございます。夜間照明につきましては、サッカー場の周りがございます、四角の中に赤い丸で示してある部分でございますけれども、8灯を設置し、高さは13.55mでございます。防球ネットにつきましては、深緑色の波線で示した部分で、高さは10mでございます。人工芝のグラウンドにつきましては、夏の時期に表面温度が高くなるため、その暑さ対策として、人工芝面から霧状の水を噴出して、人工芝の表面温度を下げる機能を附帯いたします。

次に、フットサル場でございます。

サッカー場の右側でございます、小さい緑の部分がフットサル場でございます。大きさは37m×17mで、人工芝仕様でございます。夜間照明は、二重丸で表示した部分で、4灯を設置し、高さは7mでございます。防球ネットにつきましては、深緑色の波線で表示した部分で、高さは6mでございます。

続きまして、フットサル場の下、灰色の部分が駐車場でございます。駐車場には大型車4台・普通車122台・車椅子仕様用2台がご利用いただけます。この駐車場のスペースを利用して、消防団のポンプ操法の練習ができて、2隊が同時に練習できる広さでございます。

今後のスケジュールの予定といたしましては、平成26年6月ごろに事業者と契約後、工事を開始する予定でございます。平成26年9月市議会定例会にサッカー場やフットサル場等の設置等の体育施設条例の改正案を上程する予定としております。平成27年1月にはサッカー場、フットサル場の供用を開始した

いと考えており、駐車場の利用につきましては、管理棟の建設が平成27年度になる予定でございますので、工事の関係で一部を資材置き場等に使用する予定でございますので、仮囲いなどの安全対策を施すこととしております。

運営管理につきましては、管理棟の完成までは市の直営で行うことを予定しております。

運動施設を利用するに当たり、トイレにつきましては、管理棟が平成27年度に建設予定でございますので、それまでの間、仮設トイレを設置し、対応することとしております。水飲み場、足洗い場等につきましては、図面のサッカー場の右下のところの青い星印の部分でございますけれども、通常どおりご利用いただけます。

平成27年9月には夜間照明や駐車場等の仕様にかかわる体育施設条例の改正案を上程する予定でございます。平成27年度後半には夜間照明や駐車場等の供用を開始したいと考えております。平成27年度以降に上段部の管理棟・防災倉庫・サッカー場観覧席・倉庫、下段部の芝生広場・トイレ等を建設する予定でございます。

ご報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございました。
 報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
 伊勢川委員、どうぞ。

伊勢川委員 サッカー場等は、これは夜間照明があるということで、夜は何時くらいまで、一応、使用できるような形で、今、計画しているんでしょうか。

委員長 体育課長。

体育課長 基本的には条例の中で利用時間等を考えるというか、お示しするので、今はちょっとまだ具体的には表現できないですけれども、若葉台公園ですと夜の9時までということになります。

委員長 いかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員 すみません、私もサッカー場でお願いします。このサッカー場というのは、基本的には市民開放向けのサッカー場という捉え方でよろしいんでしょうか。いわゆる、観覧席も少ないですから、試合をやるとか、そういう話ではないんですね。

委員長 体育課長。

体育課長 基本的には市民のための施設です。観覧席もありますけれども、仮設というか、ちゃんとしたコンクリートではなくて、鉄製のものを設置して、その上に簡易な椅子を置くというもので、そこで着替えをするだとか、保護者が見るだとか、要はスタンドにはなっているということです。

城所委員 なるほど。では、大々的な試合を、大会をやるとかというような形では考えていない。

体育課長 はい。

委員長 オリンピックでは使えないんですね。

私の記憶が間違っていなければ、以前、ここはおもちゃだとか、いろいろなものが廃棄されていた場所だったというふうに記憶しているのですけれども、土質というんでしょうか、そのあたりの検査、何ていうのか、毒が入っているとか何かという、その土質というような検査についてはもう終わって、その後の進行なんですね。

体育課長。

体育課長 その辺につきましては、過去にUR等が専門委員会とかを設置して、専門家から意見をいただいて、基本的には安全だということで報告をいただいています。

委員長 ありがとうございます。
何か補足しますか。どうぞ。

教育部長 URの場所については、ご指摘のように、廃棄物が埋まっているということで、我々はサッカー場ということでその上だけを使うということで、その下については、今、体育課長が申しましたように、安全というようなことのでございますので、その形態を変えないで使うということのでございます。

それと、あその場所には井戸ですとか、そういうものがありますので、近隣の住民などから検査してくださいというような要望なんかもありますが、その辺はやるような方向でURと調整しているというふうに聞いております。

以上でございます。

委員長 すみません、ありがとうございました。
ほかにご質問はございませんでしょうか。
それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。ありがとうございます。

(午後 3 時 1 7 分閉会)